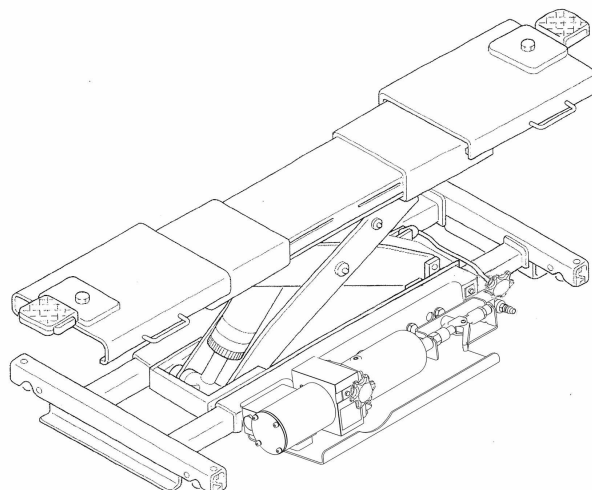


ジャッキングビーム

NRJ20

取扱説明書



ご愛用者の皆様へ

このたびはビシャモンのジャッキングビーム NRJ20 をお買い上げいただきましてありがとうございます。ご使用になる前に必ずこの説明書をお読みいただき、十分に納得された上でご使用ください。なお、この説明書は大切に保管していただき、万一紛失された場合は速やかにご請求ください。取扱説明書が現品と異なる場合は、お買い上げいただいた販売会社までご請求ください。

保守点検管理のお願い

リフトによる安全な作業を行うために、また、リフトの十分なる機能を維持するために、定期的な保守点検の実施をお願い致します。


まえがき


このたびはビシャモンのジャッキングビーム NRJ20 をお買い上げいただきましてありがとうございます。ご使用になる前に必ずこの説明書を熟読いただき、十分に納得された上でご使用ください。説明書中の注意事項および使用方法等をよく読んでご使用いただかないと、十分な能力を発揮できないばかりか車の落下や人身事故につながることになりかねませんので、十分熟知していただき、正しくご使用ください。改良のため、この取扱説明書の内容とお買い上げいただいた製品の仕様とが異なる場合があります。製品や取扱説明書についてご質問がある場合は、お買い上げいただいた販売会社まで遠慮なくお問い合わせください。


なお、この説明書は大切に保管していただき、万一紛失された場合は速やかに請求してください。また、製品に貼り付けてある警告シール等がはがれた場合には、販売会社にてお求めください。

用語および記号の説明

この取扱説明書では「危険」「警告」「注意」について次のような定義と警告表示を使用しています。警告表示は安全作業のために重要な事柄です。人身事故や財物損害防止のため重要な事柄が記載されていますので、必ずよく理解してからご使用ください。

 **危険** 取り扱いを誤った場合に使用者等が死亡、または重傷を負う危険性が切迫して生じることが想定される場合。

 **警告** 取り扱いを誤った場合に使用者等が死亡、または重傷を負う可能性が想定される場合。

 **注意** 取り扱いを誤った場合に使用者が傷害を負う可能性が想定される場合、および物的な損害の発生が想定される場合。

目 次

目 次.....	2
1 使用目的.....	3
2 危険・警告・注意事項.....	3
2-1 一般的な安全遵守事項.....	3
2-2 使用上の注意.....	3
3 警告シール等の種類と貼付位置.....	6
4 機械の構成と各部の名称.....	7
5 各装置の機能および使い方.....	7
6 作動原理.....	8
7 安全装置.....	8
8 始業点検.....	9
9 使用方法.....	10
9-1 車の進入.....	10
9-2 上昇操作.....	11
9-3 作業中.....	12
9-4 下降操作.....	12
9-5 車の退出.....	13
10 作業終了後の清掃.....	13
11 保守点検.....	14
11-1 指定給油箇所.....	15
11-2 作動油.....	15
12 故障と対策.....	16
13 仕 様.....	17
14 エアー・油圧回路図.....	18
15 設置（据付）および移設について.....	18
16 廃棄について.....	18
17 商品保証規定.....	19
18 アフターサービスについて.....	20

1 使用目的

このリフトは、ビシャモンの自動車整備用リフト「MUS シリーズ」「MUL30 シリーズ」「FL シリーズ」などにセットして使用するリフト専用の装置です。

2 危険・警告・注意事項

リフトをご使用いただく上での人身事故や自動車の損傷を防止するための重要な事柄が記載されていますので、必ずよく読み、よく理解してから使用してください。

2-1 一般的な安全遵守事項

1. 取扱説明書をよく読み、よく理解してから使用してください。
2. このリフトは、使用方法を熟知した人以外は使用しないでください。
3. 始業点検、および保守点検は取扱説明書の本文に従って必ず実施してください。
4. 運転時に異音発生等、普段と異なる状態のときはリフトの使用を禁止し、お買い上げいただいた販売会社に連絡して点検を受けてください。
5. リフトを自動車整備以外の目的に使用しないでください。
6. 警告シールを取り外したり、改変したりしないでください。

2-2 使用上の注意

絵表示の背後に描かれている図記号は次のような意味があります。






してはいけない
特定の行為



しなくてはいけない
特定の行為



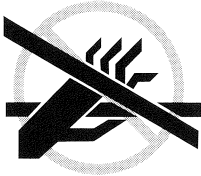
取り扱いの誤りによって発生
する可能性のある警告注意

 警告	
	取扱説明書をよく読み、理解してから使用すること。 * 重要警告事項の説明あり。 警告事項に従わないと、重大事故につながります。
	上昇および下降操作は、片側のリフトを一度に操作しないこと。 車が傾きバランスを崩します。

⚠ 警告



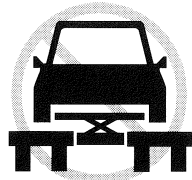
下降時には頭上の車が下降してきますので、頭上に十分注意してください。



昇降時リンクの内部に手を入れないでください、



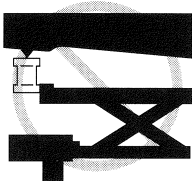
ジャッキングビームの車輪がレールの上に正しく乗っているか必ず確認してください。



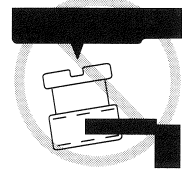
急激な下降操作はしないでください。



必ず受台ゴムの中心でリフティングポイントを受けてください。先端で受けると危険です。

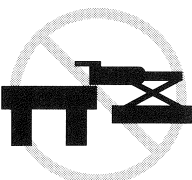


片側だけの受金でリフトアップしないでください。



アタッチメントは必ず受台ゴムの中心にセットしてください。

⚠ 警告

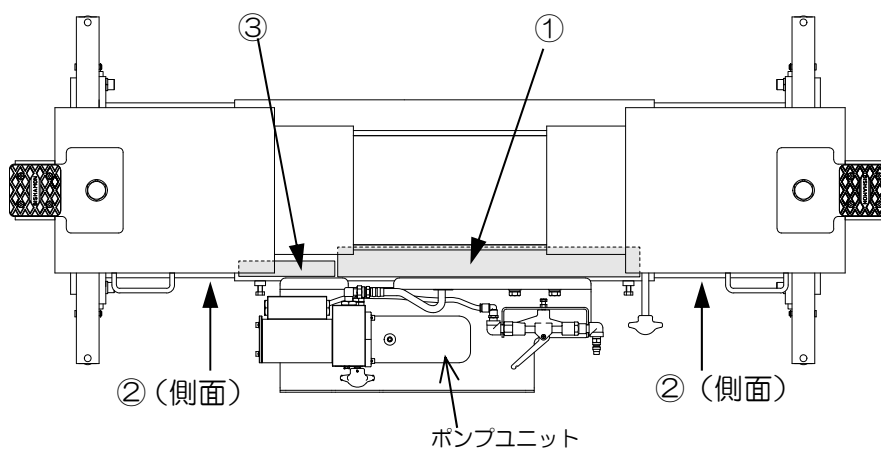
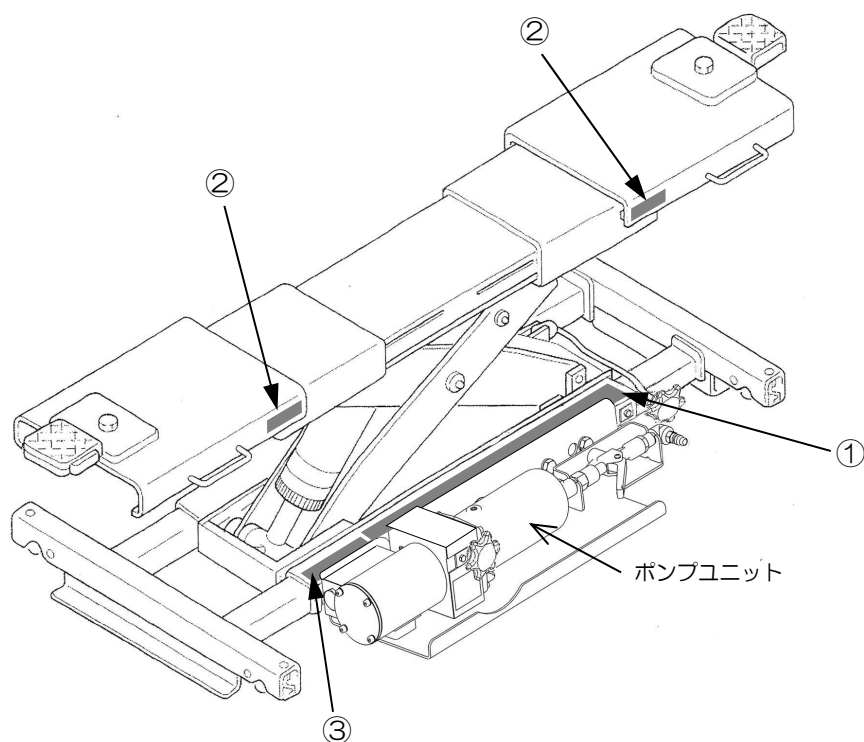


リフトの昇降の際、下限付近では受台を一番縮めた状態にしてください。ジャッキングビームの受台とリフト本体ドライブオンが干渉します。

⚠ 注意

1. 取扱説明書をよく読んで、十分に理解してからご使用ください。
2. ジャッキングビームの操作時には常に車や周辺に注意し、わき見操作は絶対にやめてください。また受台ゴムの中心にリフティングポイントを合わせて上げてください。
3. 最大能力以上の車を上げないでください。
4. 受台と車のリフティングポイントの間には純正のアタッチメント以外の支持物を入れないでください。アタッチメントは受台ゴムに確実にセットしてください。
5. 降下止めツメが正常に作動しない場合にはジャッキングビームを使用しないでください。
6. 荷物や人をのせたまま車を上げないでください。
7. 部品を外す時などに過度に車を揺らさないでください。
8. 使用しないときは受台を収納し最下位まで下げておいてください。
9. 作業員以外に周辺に立ち入らせないでください。
10. 降下止め装置のツメがラックに掛かる位置にあることを確認し、「入」の状態になっていることを確認してから作業に入ってください。
11. 降下止め装置のツメがラックに掛かって外れない場合は、一旦上昇させツメを解除してから下降させてください。
12. 下降ハンドルを力いっぱい締め込まないでください。自然降下の原因になります。
13. ミッション作業・デフ作業時に車の下へミッションジャッキ等をあてたままのリフト操作は絶対にしないでください。
14. 作業点検・定期点検は必ず実行し、各必要部位に給油してください。（給油脂箇所参照）
15. 受台ゴムが変形・摩耗または破損した場合は速やかに交換してください。
16. リフトアップする前にレールがジャッキの車輪のほぼ中央にあるか確認してください。
17. 最大エア一圧以上で使用しないでください。

3 警告シール等の種類と貼付位置

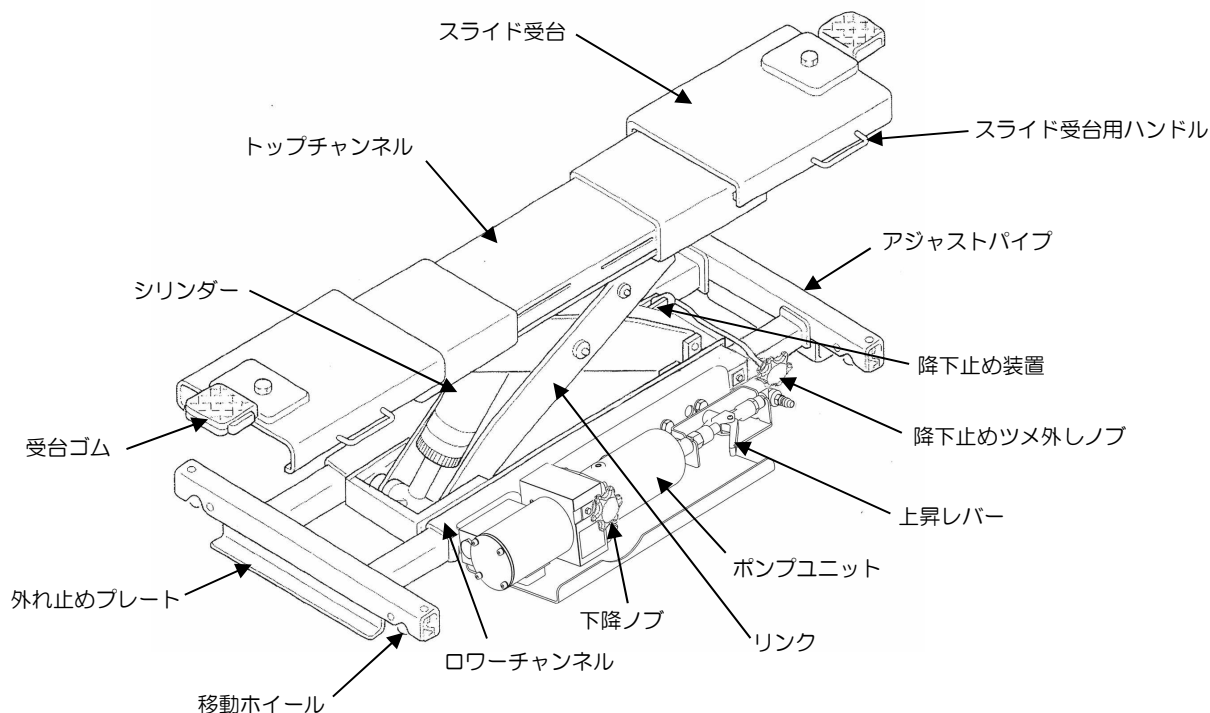


※上から見た位置

- ① 危険・警告・注意シール（内容をよく読んでご使用ください）
- ② 警告シール（内容をよく読んでご使用ください）
- ③ 能力シール（最大能力を示します。荷重は能力以内としてください）

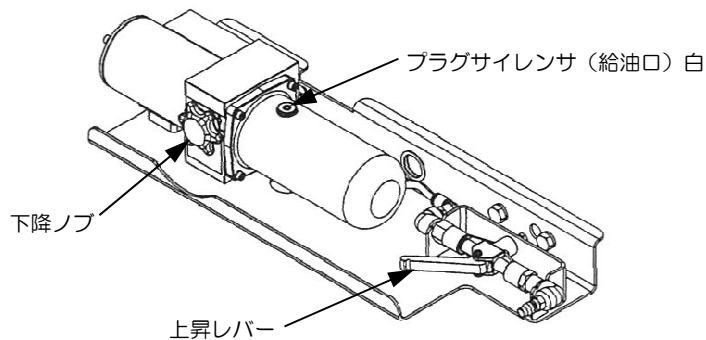
Cap.2,000kg (4,400lbs)

4 機械の構成と各部の名称



5 各装置の機能および使い方

■ ポンプユニット



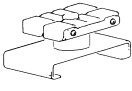
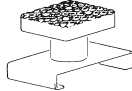
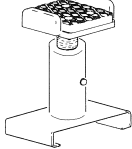
- ・ 上昇レバー・・・押すとジャッキングビームが上昇します。離すとその位置で止まります。
- ・ 下降ノブ・・・左に回すとジャッキングビームが下降します。右いっぱい回すと止まります。
- ・ プラグサイレンサ（給油口）・・・オイルタンク内が真空にならないためのプラグです。
給油の際は取り外し、給油後は必ず元に戻してください。

■ スライド受台

スライド受台先端の受台ゴム、またはアタッチメントを装着して使用します。
スライド受台用ハンドルを持ち、車のリフティングポイントに合う位置まで引き出してください。
最下降位置では引き出すことができませんので、スライド受台が引き出せる高さまでジャッキングビームを上昇させてください。
また、ジャッキングビームを下降させる際は、必ずスライド受台を収納してください。

■ アタッチメント

リフトアップする車のリフティングポイントに合わせてアタッチメントを選択してください。
スライド受台の先端（受台ゴム）に装着して使用します。
標準アタッチメントの他にオプションのアタッチメントがあります。

乗用車アタッチメント（標準）	 2ヶ	※60mmUP
トラック用アタッチメント（標準）	 2ヶ	※90mmUP
トラック用調整アタッチメント （オプション）	 2ヶ	※168～233mmUP

※レール幅は MIN 812～MAX 1258mm まで対応できます。

6 作動原理

エアポンプにより油圧シリンダーを作動させ、ジャッキングビームを昇降させています。

●上昇操作

上昇レバーを押すと、ポンプを駆動させて作動油をシリンダーに送ります。
シリンダーに送りこまれた作動油がピストンを押し上げ、ジャッキングビームが上昇します。
このとき降下止め装置のツメは「入」の状態となっています。
上昇レバーから手を離すとポンプが止まり、シリンダーはその位置で停止します。

●下降操作

降下止め装置を手動で外し、下降ノブを「左」に回すと下降バルブが開き、ジャッキングビームが下降を開始します。

7 安全装置

■ 降下止め装置

フレーム右側に取り付けられている降下止めツメ外しノブ操作でき、作動油の漏れや油圧ホースの破断時にジャッキングビームが降下するのを防ぎます。

- ・降下止め装置のツメはジャッキングビーム最下降位置で自動的に「入」の状態になります。
上昇操作中は常にツメがかかった状態になり、停止するとその状態を保持します。
- ・下降させる際は、降下止めツメ外しノブを操作してツメを外してから下降操作をしてください。
また、下降途中で停止させる場合は、必ず降下止めツメ外しノブを操作してツメをかけてください。

8 始業点検

毎日、作業前に必ず始業点検を行ってください。なお、点検は車をのせないで行ってください。

⚠ 注意

* 異常と思われる箇所が発見された場合は、異常箇所の修復を完全に行うまでリフトの使用を禁止して直ちに販売会社に連絡してください。そのままお使いになるとリフトの破損および重大な事故につながるおそれがあります。

	点検項目	点検方法	処理
1	エアーは適正な圧力で供給されているか	・フィルターレギュレータの圧力を確認	圧力を適正值に調整
2	フィルターレギュレータの水抜きはされているか	・水が入っていないことを確認	水抜き
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> <h3>⚠ 注意</h3> </div> <div> <p>* エアーは0.7~1.0MPaの乾燥した清潔なエアーの供給をお願いします。水分が含まれたエアーを供給するとリフトの作動不良につながります。</p> </div> </div>			
3	本体の外観上に異常（破損・歪・傷等）はないか	・目視にて確認	異常がある場合はお買い上げいただいた販売会社まで連絡してください。
4	スムーズに昇降するか	・無負荷で上昇・下降させて、各機能および安全装置に異常がないか	
5	降下止め装置は正常に動くか	・降下止め装置は下降時以外に作動しており、下降時に外れることを確認	
6	本体・モーター・ポンプの異常音はないか	・目視および聴取にて確認	
7	作動油漏れはないか	・目視にて確認	
8	エアー漏れはないか	・目視および聴取にて確認	
9	アタッチメント（受台ゴム）に異常はないか	・変形、破損、摩耗、汚れ（水・油・泥）がないか目視および触感で確認	
10	給油口のプラグサイレンサ（白色）が目詰まりをしていないか	・目視にて確認	

9 使用方法

- リフト作動に必要なエア圧は、0.7～1.0MPa です。
- コンプレッサーは 2.2kW 以上のものをご準備ください。
- コンプレッサー側の配管出口には減圧セット（エアフィルター、エアレギュレーター、オイルルブリケーター）を設けてください。

注意

- * エアレギュレーターの設定圧は 0.7～1.0MPa となるよう設定してください。
規定圧以下だとジャッキングビームの作動不良、破損の原因となる場合があります。

<減圧セットについて>

●エアフィルター

コンプレッサーから送られたエアのゴミや水分を除去します。

注意

- * エアフィルターの水抜き作業は毎日必ず行ってください。
水が溜まると故障の原因となります。

●エアレギュレーター

コンプレッサーから送られてくるエアを減圧（0.7～1.0MPa）します。

●オイルルブリケーター

エア回路内に作動油を送り、各装置の錆を防いで性能を維持します。
リフト上昇操作 1 回につき、1 滴落ちるように調整してください。

9-1 車の進入

警告

- * リフトに対し車を真っ直ぐかつ平行に、また、左右均等に乗り入れてください。

9-2 上昇操作

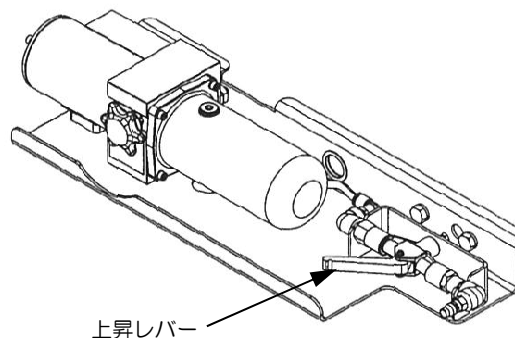
⚠ 警告

- * 片側のジャッキングビームのみを一度に上昇させないでください。(2台のジャッキングビームを交互に操作すること)
- * 必ず受台ゴムの中心でリフティングポイントを受けてください。
- * 片側だけの受台でリフトアップしないでください。
- * アタッチメントは必ず受台ゴムの中心にセットしてください。
- * 昇降の際は、最下降位置付近ではスライド受台を収納した状態にしてください。

⚠ 注意

- * リフトの操作時には常に車や周辺に注意し、わき見操作は絶対にやめてください。
- * 受台と車のリフティングポイントの間には純正のアタッチメント以外の支持物を入れないでください。
- * リフトアップする前にジャッキングビームの外れ止めプレートが正しい位置にセットされているか、またレールのほぼ中央にジャッキングビームの移動ホイールがあるか確認してください。

- ① 車のリフティングポイントの位置までジャッキングビームを移動させます。
- ② ポンプユニットの上昇レバーを押し、ジャッキングビームのスライド受台が引き出せる高さまで上昇させてください。
- ③ ジャッキングビームのスライド受台を引き出し、リフティングポイントを受台ゴムの中央で確実に受けられるようにセットしてください。(車の下面に受台等が当たる場合は、乗用車用アタッチメントまたは、トラック用アタッチメントをご使用ください。P8 参照)
- ④ 確実にリフティングポイントが受台ゴムの中心にあること、車が安定していることを確かめてから任意の高さまで上昇させてください。



⚠ 警告

- * 0.5MPa 以下のエアで上昇レバーを押すとポンプが作動しなくなることがあります。

⚠ 注意

- * 降下止め装置が確実に作動していることを確認してください。
降下止め装置が作動していないと、リフトが傾いたり車が転落する危険性があります。

9-3 作業中

常に安全を心がけて作業を行ってください。

⚠ 注意

- * リフトが停止した際は、必ず降下止め装置のラックにツメがかかっていることを確認してから作業を行ってください。また、ツメをかけて下降ノブを開く（油圧を抜いた状態にする）ことは絶対にしないでください。
- * 作業員以外は周辺に立ち入らないでください。
- * ミッション作業、デフ作業時に車の下へミッションジャッキ等をあてたまの操作は絶対にしないでください。

9-4 下降操作

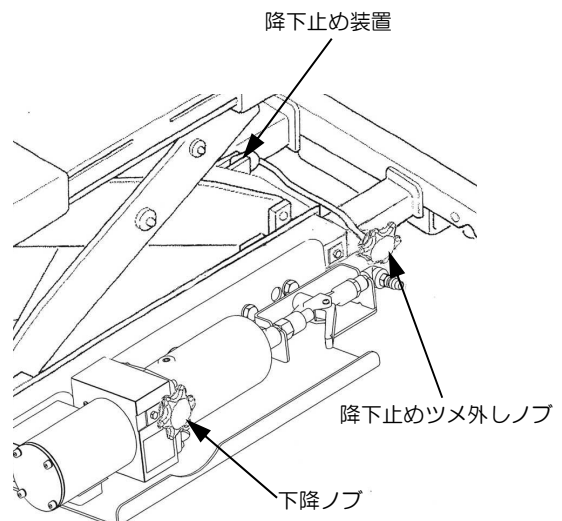
⚠ 警告

- * 片側のジャッキングビームのみを一度に下降させないでください。（2台のジャッキングビームを交互に操作すること）
- * 下降時には頭上の車が下降してきますので、頭上に十分注意してください。
- * 急激な下降操作はしないでください。

⚠ 注意

- * 下降途中で停止させて作業をする場合は、必ず手で降下止めツメ外しノブを操作して、降下止め装置のツメがかかった状態にしてください。（自動ではツメはかかりません）

- ① 降下止めツメ外しノブを操作して降下止め装置のツメを外してください。（降下止め装置のツメが外れない場合は、一旦上昇させてからツメを外してください）
- ② 周囲および頭上に十分注意し、下降ノブをゆっくり左に回してジャッキングビームを下げてください。
- ③ 車が受台ゴムから離れたらスライド受台が収納できる位置まで下げ、下降ノブを右に回して停止させてください。
- ④ スライド受台を確実に収納し、ビーム間に納まることを確認してください。再度下降ノブを開き、ジャッキングビームを最下降位置まで下げてください。



9-5 車の退出

ジャッキングビームが完全に下がり、スライド受台が収納されていることを確認してから車を退出させてください。

注意

- * スライド受台が確実に収納されていないと、退出時に車を傷付けたりリフトの故障の原因になりますので確実に収納してください。

10 作業終了後の清掃

作業が終了したら、受台やリフトエリア内に付着したオイルやグリスなどをきれいに拭き取ってください。またリフト各部を十分にエアブローして水や泥などを除去してください。

リフト周辺の水分や泥も除去してください。このとき何か異常が発見された場合、直ちに販売会社にご相談ください。また安全のためリフトを最下降位置まで下げてエアホースの接続を外しておいてください。またコンプレッサーのドレン排出をして、リフトへの供給エアを乾燥した清浄なものとするようにしてください。

注意

- * 汚れが付着したままリフトを昇降させると、シリンダー内への異物混入や作動不良などの故障につながります。使用後は必ず汚れを落としてください。

1 1 保守点検

安全に使用していただくために、毎日の始業点検に加え、必ず月に一度の保守点検を実施してください。

⚠ 注意

- * 点検の際には、必要に応じて保護具を着用するようにしてください。
- * 異常と思われる箇所が発見された場合は、異常箇所の修復を完全に行うまでリフトの使用を禁止して直ちに販売会社に連絡してください。そのままお使いになるとリフトの破損および重大な事故につながります。また修理にはビシャモン純正部品をご使用ください。

点検箇所		点検項目	点検要領
ボルト・ナット類		緩み	緩みの有無、増締め
給油箇所		各グリスニップル	各給油箇所にグリスアップ
ポンプユニット	油圧	高圧ホース	緩み、破損、作動油漏れはないか
	エア	継手・エアチューブ	ひび、エア漏れはないか
降下止め装置		降下止め装置（ツメ）の音	上昇時に「カタンカタン」と音がするか
リンク		各軸・ローラー	摩耗状態の確認
給油口		プラグサイレンサ	目詰まりをしていないか

上記点検項目以外にも始業点検項目も実施してください。

安全に使用していただくために

上記の保守点検に加え年に一度、専門業者による定期点検を実施してください。
定期点検の実施についてはお買い上げいただいた販売会社へご依頼ください。

1 1-1 指定給油箇所

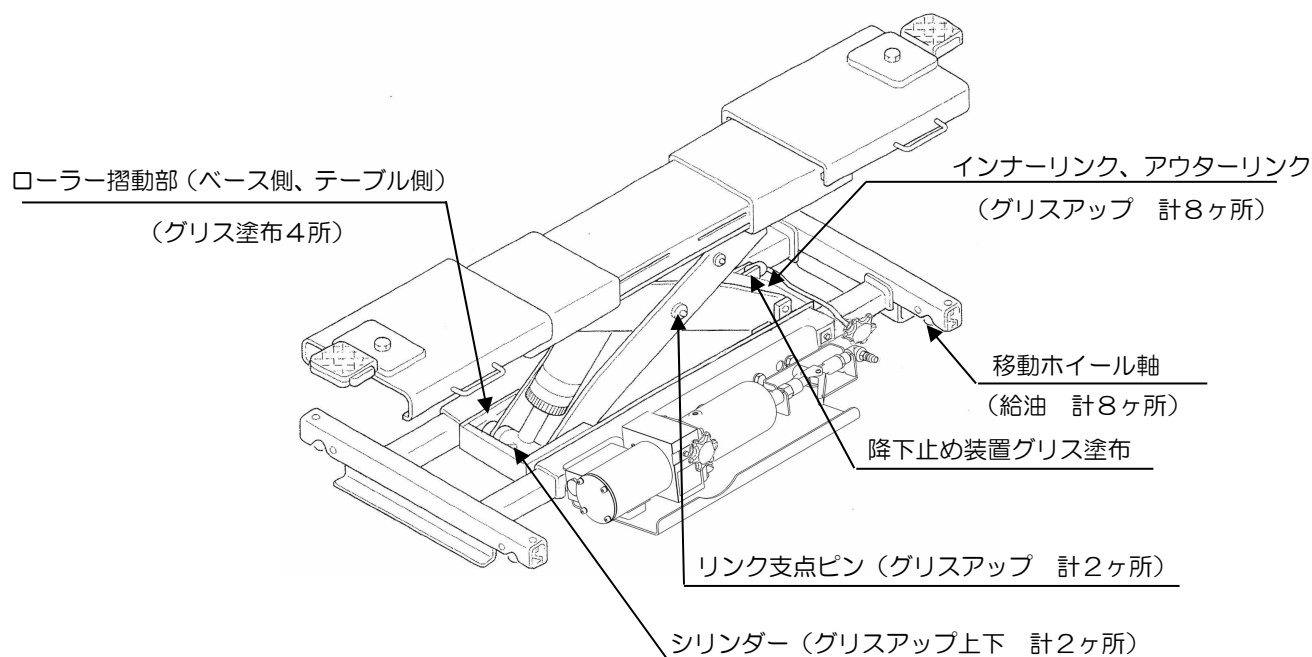
下記のイラスト部分にグリスアップを行ってください。

⚠ 注意

<グリスニップルについて>

グリスガンではグリスが入らない場合があります。

エアもしくは電動のグリス用ルブリケーターをお使いください。



1 1-2 作動油

本機はエアポンプを使用しており、その性能は使用作動油によって大きく影響しますので、作動油を補充する場合には必ず下記作動油の種類をご確認ください。

また、作動油は定期交換が必要です。設置後1年にて、その後は3年毎に交換を実施してください。

●作動油の種類

粘度区分 ISO VG32 耐摩耗性油圧作動油 (使用量: 0.68L)

12 故障と対策

ここでは、ご使用される皆様が手掛けることのできる比較的やさしい故障の処置を述べていますが、この他の故障や不審な点がありましたら、お買い上げの販売会社までご連絡ください。

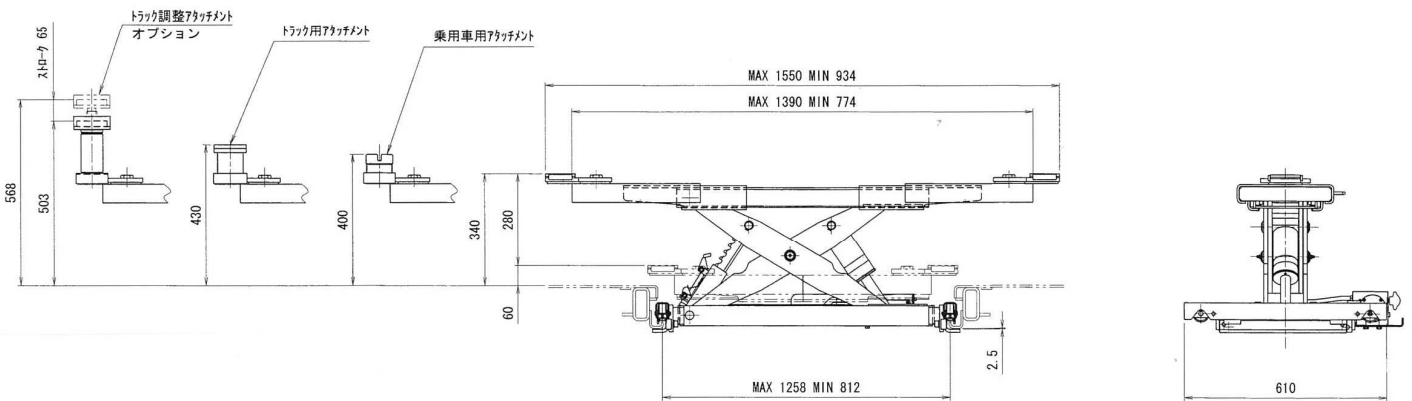
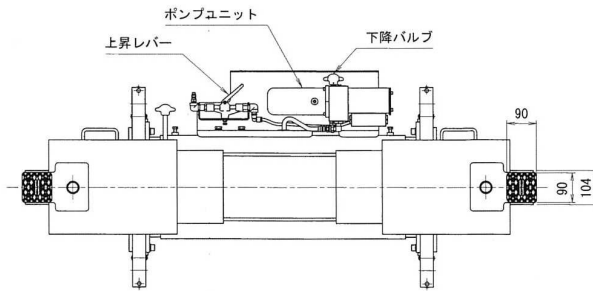
故障状況	原因	処置
上昇しない	下降ノブがゆるんでいる（下降バルブが開いている）	下降ノブを締め込む
	作動油が不足している	油を補充する
	エアーの圧力が弱い	コンプレッサー圧・エアーホースからの漏れを調べる（エアー圧 0.7~1.0MPa）
	能力以上の車、または極端な偏荷重	能力以上の車は上げない 左右均等に荷重がかかるようにする
	シリンダーのピストンパッキンより油漏れ	パッキン交換
	エアーの圧力が異常に高すぎ、ポンプが故障	ポンプユニット交換
	最下降位置付近での能力オーバー	最下降位置より 50mm以下では 1,450kg 以下にする
下降しない	降下止め装置がかかっている	降下止め装置を解除する
	ローラー、リンク等に異物が引っかかっている	異物を取り除く
自然降下する	下降ノブがしっかり閉まっていない	下降ノブをしっかりと閉める
	シリンダーのピストンパッキンより油漏れ	パッキン交換
	継手部から油が漏れている	増し締め
	高圧ホースからの油漏れ	高圧ホース交換
異音がする	リンクの軸受部が油切れしている	給油する
	リンクのローラーが摩耗している	交換する

13 仕様

本仕様等は予告なく変更することがありますので、あらかじめご了承ください。
 ※改造品の場合は仕様が異なる場合がありますので、別紙改造仕様図をご参照ください。

仕様	
型式	NRJ20
能力	2,000kg (揚程50mm以上時)
揚程	280mm
上昇方式	エア駆動オイルポンプ式
下降方式	手動バルブ式
エア源	1.0MPa以下
上昇時間	無負荷 約30秒 (1.0MPa)
	2,000kg負荷時 約50秒 (1.0MPa)
総油量	0.68L
作動油	ISO VG32 油圧作動油
自重	154kg

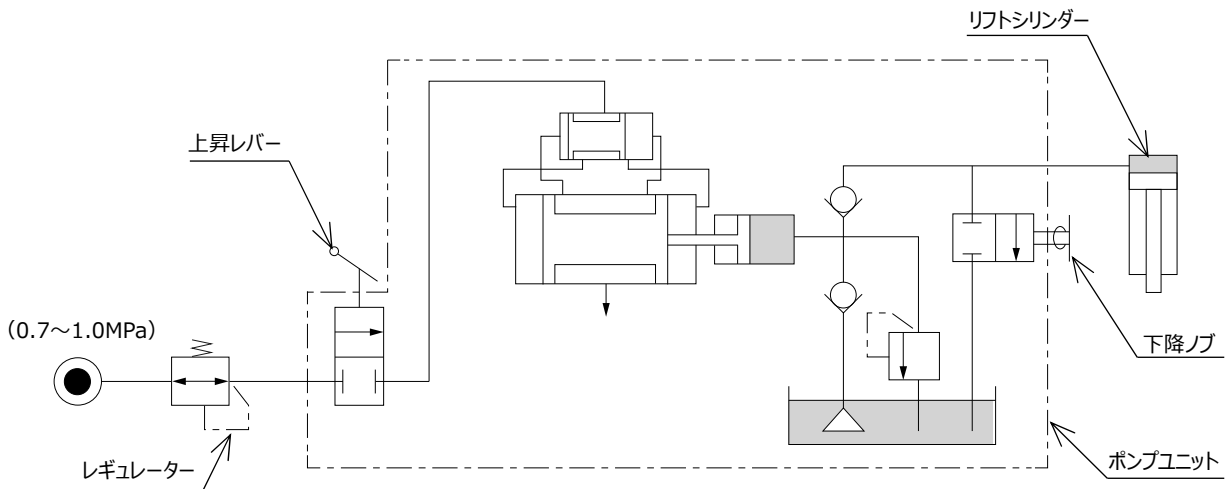
- ジャッキングビーム 1
- 乗用車用アタッチメント(60mmUP) 2
- トラック用アタッチメント(90mmUP) 2
- トラック用調整 AT(オプション)(168~233mmUP) .. 2



※上記寸法は MUL30 用ジャッキングビーム仕様のものです。

14 エアー・油圧回路図

※改造の場合は回路図が異なることがありますので、別紙配線図をご参照ください。



15 設置（据付）および移設について

本製品の設置（据付）および移設は、お買い上げいただいた販売会社へ依頼してください。
移設の場合は販売会社による点検を実施してください。

16 廃棄について

本製品を廃棄するときは、鉄鋼材・非鉄材・樹脂材・作動油等に分別し産業廃棄物として処理してください。特に作動油の処理方法は法令で義務付けられています。法令に従い適正に処理してください。
ご不明な場合は販売会社へ相談の上処理してください。

17 商品保証規定

無償修理規定

取扱説明書、本体注意シール等の注意書きに従って正常な使用状態で保証期間内（納入後 1 年以内）に故障した場合は、弊社の責任において無償にて欠陥部品の手直し、修理、取り替え、交換部品の送付をいたします。ただし、二次的に発生する損失の保証および、次の場合に該当する故障は保証いたしておりません。

- (1) 使用上の誤り、保守点検、保管等の義務を怠ったために発生した故障および損傷。
- (2) 商品の作動機構に悪影響を及ぼす変更（改造）を加え、それが原因で発生した故障および損傷。
- (3) 消耗品が損傷し取り替えを要する場合。
- (4) 火災、地震、風水害、その他天災地変等、外部に要因がある故障および損傷。
- (5) 指定された純正部品を使用されなかったことに起因する場合。
- (6) 日本国外で使用される場合。
- (7) 保証請求手続きが不備の場合。（例：型式および機体番号の連絡がない場合 etc.）
- (8) 設置に原因がある故障および損傷。
- (9) 弊社販売会社および弊社以外で行われた修理。
- (10) 酷使・過失または事故によって生じたと認められる故障。

なお、本製品およびその付属品に使用されているゴム部品等のあらゆる自然消耗する部品、ならびに消耗品については保証の適用は除外させていただきます。

**本製品は屋外設置および耐水仕様になっておりませんので、
錆・腐食・漏電等の水による故障は保証いたしておりません。**

保証請求方法

上記規定に基づき本製品の保証請求を行う場合は、お買い上げいただいた販売会社までご連絡ください。販売会社において必要な手続きを実施いたします。

なお、保証の可否は勝手ながら弊社において判断させていただきますのでご了承ください。

18 アフターサービスについて

調子が悪い時	まずこの取扱説明書をもう一度ご覧になってお調べください。
それでも調子が悪い時	無償修理規定に従い修理いたしますので、お買い上げいただいた販売会社へ修理を依頼してください。
保証期間内の修理について	保証期間は納入後1年以内です。 無償修理規定の記載内容に基づいて修理いたします。
保証期間後の修理について	お買い上げいただいた販売会社へご相談ください。修理によって機能が維持できる場合は、お客様のご要望により有料修理させていただきます。
補修用性能部品の保有期間	本製品の補修用性能部品の最低保有期間は製造打切り後20年間です。 (性能部品とは、その製品の機能を維持するために必要な部品です)

アフターサービスについての詳細、その他ご不明な点は、お買い上げいただいた販売会社へお問い合わせください。お問い合わせいただく際には、次のことをお知らせください。

型式・機体番号・購入年月日・故障状況（できるだけ詳しく）

上記事項を下表に記録しておく、お問い合わせの際に便利です。

型 式		
機 体 番 号	No.	
購 入 年 月 日	年 月 日	
購 入 店 名	社名：	担当者：
	住所：	電話：
設 置 業 者	社名：	担当者：
	住所：	電話：
故 障 日 ・ 状 況	年 月 日 状 況：	

保証書


出張修理

Bishamon[®]

品名	様
型式	
機番	
お客様	
ご住所 〒	
電話	
保証期間	1年（お買い上げの日から）
お買い上げ日	年 月 日

1. 無償修理規定の記載内容に基づいて修理させていただきます。
2. 保証を受けられる際には保証書をご提示ください。なお、保証期間中でも有料になることがありますので無償修理規定をよくお読みください。
3. 修理のために取り外した部品は、特段のお申し出がなければ弊社で引き取らせていただきます。
4. 保証書は再発行しませんので、紛失されないよう大切に保管してください。
5. 保証書は日本国内においてのみ有効です。

販売店名
住所 〒
電話

 愛知県高浜市本郷町4-3-21
☎(0566)53-1126

●この保証書は本書に提示した期間、条件のもとにおいて無償修理を行うことをお約束するものです。従ってこの保証書によってお客様の法律上の権利を制限するものではありません。保証期間経過後の修理についてご不明な場合は、お買い上げの販売店または弊社サービス窓口にお問い合わせください。

MEMO

MEMO



販売会社、または施工業者の方へのお願い
この取扱説明書は、必ずお客様にお渡ししてください。



会社ホームページはこちら
<https://bishamon.co.jp/>



本社 〒444-1394 愛知県高浜市本郷町4-3-21 TEL.0566-53-1126 FAX.0566-53-1844
東京 〒146-0083 東京都大田区千鳥2-2-12 TEL.03-3759-9722 FAX.03-3759-9723
大阪 〒537-0002 大阪府大阪市東成区深江南2-3-22 TEL.06-6747-7617 FAX.06-6747-7618

その他営業所 ホームページをご確認ください。

●ご注文・納期・価格のお問合せ先
本社営業部
✉ sales@bishamon.co.jp
☎ 0566-53-1126
📠 0566-53-1844

●技術的なお問合せ先
カスタマーサポート
✉ support@bishamon.co.jp
☎ 0566-53-2281
📠 0566-53-1617